中小企業事業者の皆さまへ

令和８年度（２０２６年度）版

「令和８年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

資料10

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。→

補助金申請受付期間 令和８年５月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日（月）
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は５ページの【参考】を参照)。

- **１年以上事業を実施していること**
- 役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者**（**60歳以上**）が常時１名以上就労していること

Ⅰ 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第１段階
A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：４／５
上限額：100万円
（消費税を除く）（BまたはCとの合計額）

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第２段階の申請から行うことも可能です（その場合は第１段階の申請は不要です）。

第１段階の申請期間は、令和８年８月31日までとなっております。ご注意ください。

第２段階
B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費　（対象の高年齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）
補助率：１／２
上限額：100万円
（消費税を除く）（Aとの合計額）

第２段階
C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。）
補助率：１／２
上限額：100万円
（消費税を除く）（Aとの合計額）

Ⅱ　熱中症対策コース　【補助率：１／２　上限額１００万円（消費税を除く）】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

Ⅲ　コラボヘルスコース　【補助率：３／４　上限額　３０万円（消費税を除く）】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）コースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■専門家が実施します。 ■は事務センターが実施します。

第１段階 ／ 第２段階 ／ 精算関係

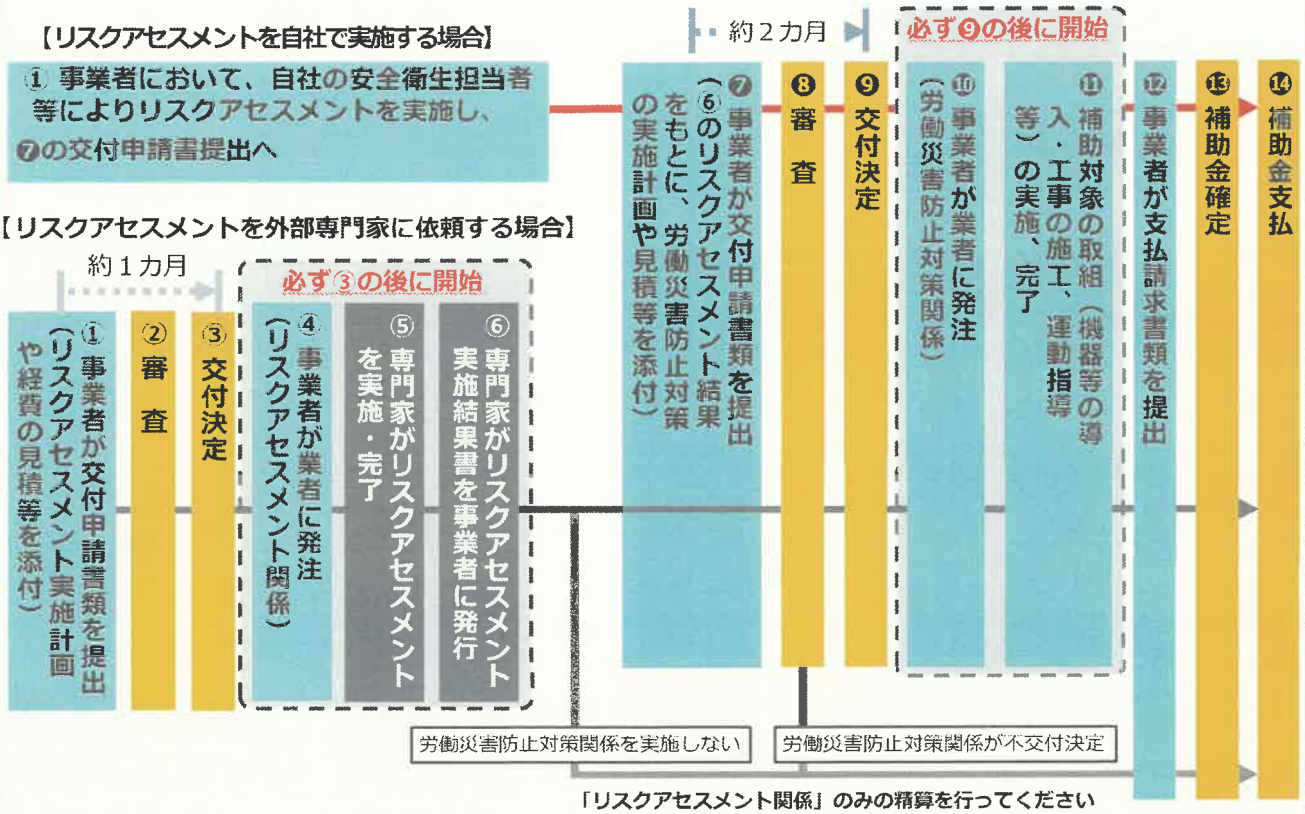

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者に発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「❽ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。

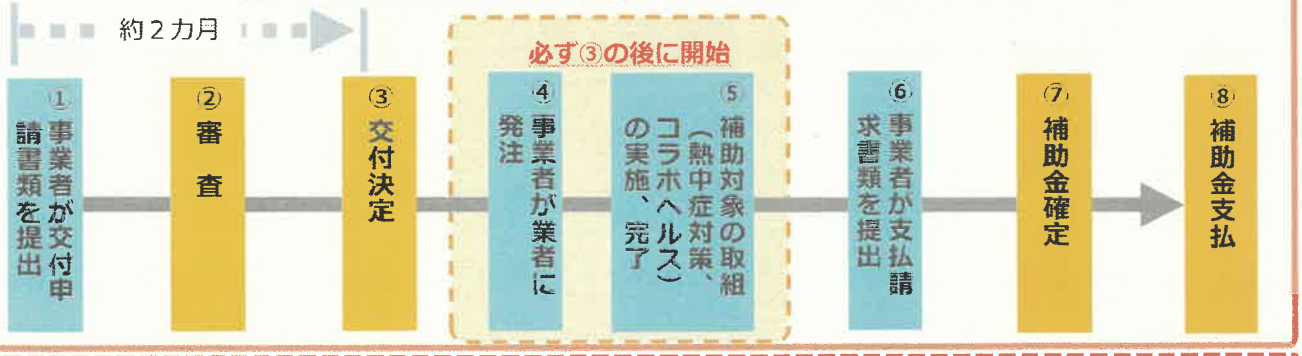

※共通の注意事項※

・この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。

・また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

Ⅰ 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）　【対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家（※）による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）、専門家による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ **労働安全衛生の専門家とは**・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

A．労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。

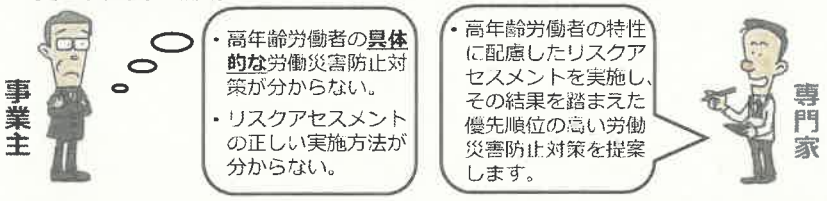

リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→

外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者。常時使用する労働者数が10名未満の場合、事業主も可）によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合、第１段階の申請はせず第２段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B．リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

●具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

（ア）　転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
  （水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から２m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう　検索

（URL https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf　）

転倒防止対策リーフレット

（イ）　重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

（ウ）　その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
★機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C．リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける

② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する

③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※１ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- **転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。**また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- **補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。**
- ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を１回実施後、②を３回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります（オンラインによる実施は補助対象外です。）**。
- 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきます**ので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご留意ください。
- 運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※１）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

C.労働安全衛生の専門家（※２）による安全衛生教育の取組

■ 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※２ 労働安全衛生の専門家とは、
労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

Ⅱ熱中症対策コース　【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**

◆ **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー

（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る　等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー

（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

Ⅲ　コラボヘルスコース

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

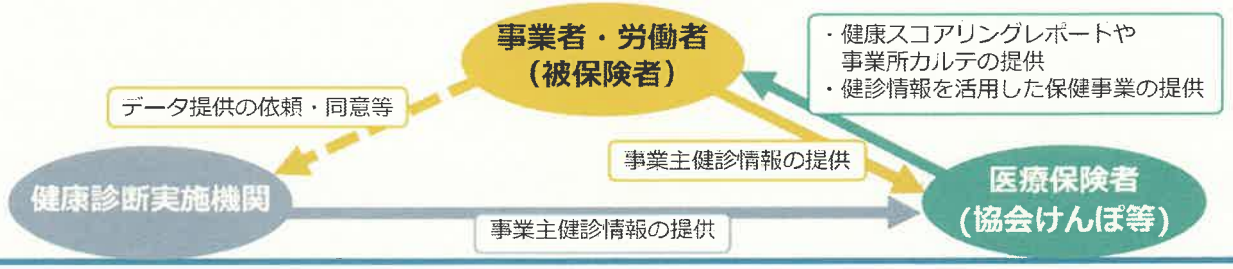

申請に当たって必要な資料

①：**医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し**

※１：申請企業・法人名の記載があるもの

※２：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はＨＰをご確認ください。

②：**取組内容がわかる資料**

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はＨＰをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※　メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※　腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・ＰＣの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※１	資本金又は出資の総額 ※１
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	５０人以下	５,０００万円以下
サービス業	医療・福祉（※２）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	５,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※１　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※２　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限　令和８年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日

支払請求書受付期限　令和９年１月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ　https://www.jashcon-age.or.jp）

関係書類送付先	申請書類は郵送またはJグランツで申請ください（メールでの申請はできません） **（郵送の場合）〒１０５－００１４ 東京都港区芝１－４－１０ トイヤビル５階** **エイジフレンドリー補助金事務センター** **（Jグランツの場合）** https://www.jgrants-portal.go.jp/ 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください。
お問合せ先	**申請担当** 電　話：０３（６３８１）７５０７ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６
	支払担当 電　話：０３（６８０９）４０８５ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６
受付時間	平日１０：００～１２：００/１３：００～１５：００ （土日祝休み、平日１２：００～１３：００は電話に出ることができません） ＜８月10日～８月14日（夏季休暇）、１２月２９日～１月３日（年末年始）を除く＞

参考：高年齢者の労働災害防止のための指針　ポイント
（令和８年４月１日から適用）

１.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

２.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います　(ハード面の対策)

- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います
(ソフト面の対策)

３.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)

４.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。

５.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト

資料11

職場の災害防止対策ヒント集

“ケガをしない職場”のためにできることから始めませんか

SAFEコンソーシアムポータルサイト SAFEコンソーシアムポータルサイト SAFEコンソーシアム

北海道介護施設SAFE協議会・北海道労働局

「SAFE」は働く人だけでなく、家族、事業者、地域のすべての人の幸せのために、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んでいくための活動体です。

事例１

介護ロボと人材の充実
で働きやすい環境を！

自立支援介護
和幸園
グリンハイム

○ポイント

介護ロボット等の導入と**人材確保・育成**を両輪として、
「安全で快適な職場づくり」に取り組んだ。

介護ロボット等の活用

インカムの導入により、職員の移動距離を軽減、移動中の災害リスクを減らした！

移乗支援ロボットの導入により、職員の身体的負担を軽減した！

身体的負担とけがのリスク、両方の軽減を実現！

人材確保・育成の取り組み

SNS活用による求人活動、特定技能制度による外国籍職員採用など、採用活動を充実させた！

子育て世代の支援として、職員専用保育園を運営し、子育てと仕事の両立を支援した！

新人研修の充実、国家資格取得支援制度の活用により、職員のスキルアップを推進！

- 介護を必要とする方の増加や重度化による現場の業務負担の増大、人材不足の深刻化を背景として、職員が安心して長く働ける「安全で快適な職場づくり」が喫緊の課題です。
- 腰痛など身体的負担の軽減や働きやすい環境への推進に取り組んでいることで、採用者の増加や離職率の低下や定着率の向上につながっています。

○働く人の負担の軽減、働きやすい職場への推進が**「安全で快適な職場づくり」**につながるという着眼点が素晴らしいね。
○業界全体の魅力発信にもつなげられるね。

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例２

職員の運動習慣を推進、生涯現役で働ける職場へ！

社会福祉法人 渓仁会

○ポイント

けがをしにくく、健康に働き続けられる体づくりの支援として、法人をあげて、**「ウォーキングラリー」への参加**を促した。

法人一丸となって、職員の運動習慣を促進！

- 長く健康で働きたいという職員の想い、シニア世代の持つパフォーマンスを発揮していただくため、運動習慣を促進する取り組みを行いました。
- 「ウォーキングラリー」イベントに参加するためには、健康ポータルサイト「PepUp」への登録が必要なため、職員の登録支援を行いました。
- 個人の他、部署によるチームでの参加も含め年々参加者は増加しています。
- 運動習慣者の割合も増加し、体調が良くなったという声が聞かれるようになったほか、職員間のコミュニケーションの活性化にもつながっています。

○法人一丸となって運動習慣を推進した、素晴らしい取り組みだね。
○けがの防止、健康な体づくり、職員のコミュニケーション活性化など、いろんなメリットがあるんだね。

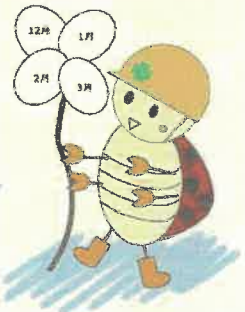

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例3

介護ロボット等を活用した腰痛予防対策

社会福祉法人 渓仁会

○ポイント

- **介護ロボットや福祉用具を活用して腰痛を予防した。**
- **腰痛予防のための体操やストレッチを実施した。**

介護ロボットの活用

ベッドの縦半分が自動で起き上がり、車いすに変形するベッド

ロボットが利用者を抱き上げて、ベッド・車いす間の移乗をアシスト

福祉用具の活用

スライディングボードによって、利用者を持ち上げることなくベッドから車いすなどへの移乗が可能に。

腰痛予防体操・ストレッチの実施

ストレッチ方法を示した紙を掲示

・移乗介護ロボットを活用して立ち上がりが困難な利用者を抱えることで腰痛を予防しました。
・スライディングボードを活用して、持ち上げない介護を実践しました。
・腰痛予防を促すため、腰痛予防体操を実施したほか、腰痛予防のためのストレッチ方法を示した紙をトイレやロッカー前に掲示しました。

○介護ロボットを活用することで、介護職員の身体への負担が軽減されて**人材の定着にもつながる**ね。
○腰痛を予防するためには、作業方法の改善だけでなく、体操等による職員の**身体機能へのアプローチも不可欠**だね。

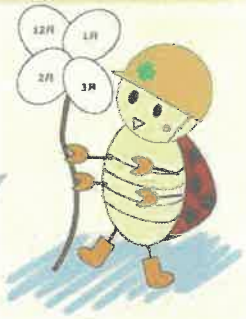

てんとう防止君

事例4

滑りにくい靴や見守りシステムで職場のケガを防ぐ！

社会福祉法人 渓仁会

○ポイント

・転倒によるケガを防止するため、浴室に滑りにくい靴を導入した。
・介護職員の負担を軽減するため、見守りロボットを導入した。

滑りにくい靴を導入

床が濡れている浴室では転倒リスクが高い。

靴底に防滑素材を施した靴を導入して転倒を防止！

見守りシステムを導入

利用者のベットからの起き上がりを検知して、通知する見守りシステムを導入して、職員の負担を軽減！

・浴室は、滑って転倒するリスクがあります。そこで、滑りにくいサンダルを導入して、転倒を防止しました。
・カメラ型見守りロボットの使用により、遠隔で利用者の状況確認ができます。

○滑りにくい靴の導入は、取り入れやすく効果的な対策だね。
○見守りロボットを導入することで、巡回の頻度が減って転倒防止にもつながるね。

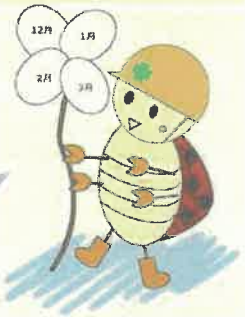

てんとう防止君

事例5

介護技術研修を通じて 介護者・利用者の負担減を目指す

社会福祉法人 渓仁会

○ポイント

・職員の身体的負担を軽減させるため、介護技術の研修を実施した。

新入介護職員に負担の少ない移乗介護の研修を実施！

2:2023新入職員研修「介護技術」ボディメカニクス-移動介助-

研修内容は動画で共有！

・職員にとっても利用者にとっても負担の少ない介護を目指し、新入介護職員を対象として移乗介助の技術を教育する介護技術研修を実施しました。
・研修内容は動画で公開しており、新入職員以外の職員にも共有しています。
・そのほか、リハビリを担当する職員による安楽なトランス方法についての学習会や毎月の役職者会議内で持ち上げない介護についての課題共有・検討を行っています。

○研修内容を動画で共有することで、効率的に教育できるね。
○介護職員の負担軽減のための 持ち上げない介護”を**施設全体として取り組んでいる**点が素晴らしいね。

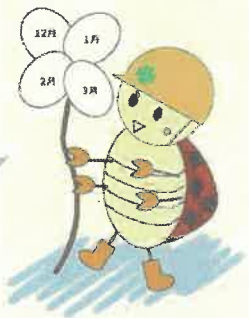

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例6

「抱えない介護」の実践で安心・安全に働ける職場を目指す

医療法人 君成会 老人保健施設 ウェルビー

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・**天井走行リフト**を設置し、腰痛発生を防いだ
・理学療法士がスタッフに**腰が楽になる工夫**を指導した

天井走行型リフトのメリット
- 一人で安全な介助が可能
- どのようなベッドでも使用が可能
- 小スペースで使用が可能
- 最短距離での移動が可能
- 保管スペースが不要
- 保管場所との行き来が不要

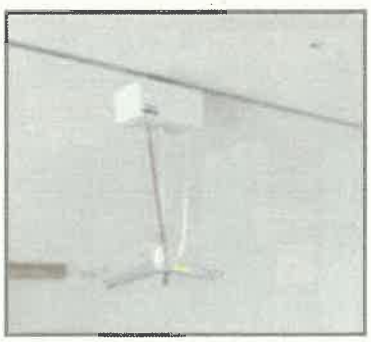

↑天井走行リフト本体

↓入浴時には、より正確な体重測定ができるため、リフト本体に体重計を装備

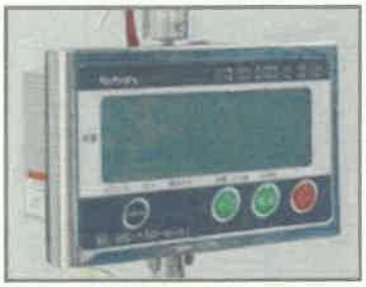

↑リフト用体重計

これまでは・・・

- ベッド⇔車椅子の移乗介助により、腰痛が職業病のように蔓延していました。
- 腰痛による休職、労災、退職に繋がり、生活に影響を及ぼすケースも散見されていました。

対策後は・・・

▼

- 全ての居室と脱衣場に天井走行リフトを整備することで、**「抱えない介護」**を実践し、腰痛発生のリスクを**大幅に軽減。**
- 同時に腰が楽になるちょっとした工夫（高さを変える、屈まないでできる）などを理学療法士がスタッフに指導することで、**腰痛の訴えや悩みが聞かれなくなりました。**

○介護者も要介護者も**どちらも負担が減る**素晴らしい設備だね。
○自分ではなかなか気がつかない日常の**ちょっとした工夫**で腰痛の予防ができるなんてすごいね！

てんとう防止君

事例7

ペガサス100人100回 起立着座訓練の実施！

社会医療法人 ペガサス

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・転倒災害防止のため、効率的に**筋力増強**ができる手段を検討した結果、職員100名(多職種)による**起立着座訓練**の動画を作成した。

○転倒災害発生件数

2021年７月～９月　２件

▼ 導入後

2022年７月～９月　**０件に！**

○実践した職員からの声

・立って座るだけの簡単な運動で継続できそう。

・日常的な動作であり、無理なくできる。

・医学的に推奨されているうえに、身近な職員が登場し、楽しく続けられる。

●職員に転倒災害が起きている問題の共有を行い、対策について検討を行いました。

●検討の結果、効率的に筋力増強ができる手段が良いと意見がまとまり、多職種の職員が集まった検討チームを発足し、具体的な方法について討議を行いました。

●そこで、多職種の職員100名による起立着座動画を作成し、職員向けに公開・周知を行いました。

○特定の職員だけが取組むのではなく、**全体として**災害防止を目指していていいね！
○今後も効果が継続して続いていけば、一般向けに動画を公開してみるのもいいかもね。

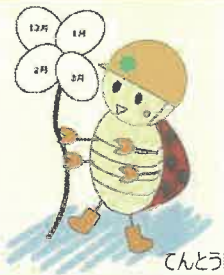

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例8

腰痛予防セミナーの開催

公益財団法人 介護労働安定センター

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・腰痛予防のための**座学**、**実技＋腰痛予防体操**を取り入れた。

座学

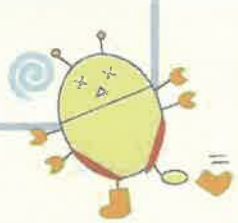

実技・腰痛予防体操

＝

腰痛予防！

●介護従事者向けに、腰痛から身を守るために必要なこと、**腰痛予防体操**や介護技術の紹介等を動画を含めたわかりやすい**解説と実演による無料セミナー**を実施しています。

●腰痛の**原因は腰だけではない**こと、予防対策には**仕事上の問題**(介護技術、福祉用具を知る、利用者の動きを見る)や**自身の問題**(普段の姿勢、生活習慣、足腰の柔軟性)があることなど、**解説と動画や体操**などを交え実施しています。

○腰痛の原因を**専門的な知見**から、わかりやすく伝えてくれているし、**作業姿勢**についても教えてくれてもらえるね。
○予防体操も教えてくれるから**安心して働ける**気持ちになるね。

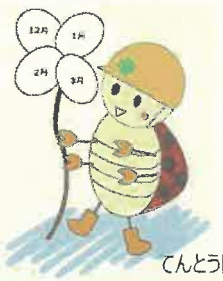

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例9

労災リスクを「見える化」する最新テクノロジー

Next FM Provider 大成株式会社

AYUMI BIONICS

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・AIシステムを用いて従業員の足腰力を評価し、労災リスクの**「見える化」**を行った。

○ビルメンテナンス業における事故の型別労働災害発生状況

ビルメンテナンス業では、
行動災害が**84%** を占める

従業員の動作をAIが解析し、
足腰力と労災リスクを見える化する

労災ハイリスク者に
運動と栄養のフォローアップ

●ビルメンテナンス業では中高年従業員が多く、行動労災が多数発生しています。
また、従業員数が多いため、ひとりひとりの状況に合わせた**対策が難しい状況**でした。

●こうした状況の中で、**AIシステム**による従業員の**足腰力の衰えを定量化**することで労災リスクを「見える化」しました。

●選定された労災ハイリスク者には、ガイドラインに沿った**運動と栄養のフォローアップ**を行い、労災リスクを改善する取組みを行いました。

○**人間の目では気がつかない**リスクまでAIが分析してくれて、**今まで以上に**災害防止の効果が期待できるね。

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例10

安心・安全な介護職場を「仕組み」で実現！

社会福祉法人　松美会

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・介護職場の課題解決に向けて、**職場の環境整備**だけでなく、**職員の心身ケア**等の観点からも取組みを行った。

○課題解決に向けた４つの観点

技術　・ノーリフティングケアの推進

環境　・自職場の危険源の特定
・職場環境の他者点検

身体　・職員の腰痛等健康調査
・調査結果に基づき看護職による健康面談

心　・職員の仕事満足度調査
・ストレスチェック

危険源の洗い出し

↓

危険度の優先**順位付け**

↓

対応策の計画、結果**評価・改善**

↓

ISO45001の認証取得

●介護職場では、腰痛をはじめとする**労働災害が減らない**ことや**心的ストレスが多く**離職者が多いことなどが長年課題となっています。

●これらの課題解決に向けて、当施設では**「技術・環境・身体・心」**の観点から様々な取組みを行い、安心・安全な介護職場を目指しています。

●特に「環境」の観点では職員ひとりひとりが問題に向き合って解決に向けた取組みを行ったことで、労働安全衛生マネジメントシステム**ISO45001**の認証を取得することができました。

○職場環境(設備等)のような**外部要素**だけでなく、職員の身体や心などの**内部要素**もケアする仕組みがあると、働く側としても**安心**して仕事ができるね。

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例11 入居者の**残存能力活用**による介護職の**腰痛予防・負担軽減**

SOMPOケア 介護の未来を変えていく

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・施設の入居者に対し**リハビリ専門職によるアセスメント**を実施し、**自立支援・残存能力活用**の観点から介助方法を提案した。

・入居中のAさん(要介護５)の例

1.現状

・前方から抱える形での移乗介助
→職員の腰への**負担大**

2.リハビリ専門職によるアセスメント

・両足の筋力低下により立ち上りは難しい。
・手すりなどにつかまると、お尻をわずかに浮かせられる程度の筋力は残っていた。

3.提案

・Aさんの残存能力を発揮し、かつ介護職に負担の少ない、**後方からの介助方法**を提案。
・介護手順書を作成し、現場スタッフに展開

4.結果

・職員全員がAさんの能力を把握することができ、**以前より移乗介助が楽になった**との声が聞かれるようになる。
・Aさんも残存能力を活用することで**以前より動作がスムーズ**になっている。

●当社では**リハビリ専門職(理学療法士)**が入居者に対し、能力評価・アセスメントを実施し、**自立支援・残存能力活用**の観点から介助方法を提案しています。

●提案をもとに**介護手順書**を作成し、現場スタッフに展開することで、介護職の腰への負担軽減が見られました。

●リハビリ専門職介入により様々な効果が期待されているところですが、人員確保が難しいこと等課題もあるので、**遠隔でのアセスメント**などを検討しながら、本取組みを続けていきます。

○ただ一方的に職員の負担軽減を考えるだけでなく、**入居者の方々の能力**を考え、**一人一人に合った介助方法**を実践できるのは素晴らしいね。

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

事例12

安全パトロールによる職場内の環境整備

出典：厚生労働省　SAFEコンソーシアム特設ページ（https://safeconsortium.mhlw.go.jp/）

○ポイント

・**安全パトロール**により職場内の危険箇所を把握し、**４S活動（整理・整頓・清掃・清潔）**の促進に努めた。

～～安全パトロール～～

・複数の視点による**危険箇所の把握**
・把握した危険箇所の**改善**(右図)

・ライトの設置

・すべらない靴の支給

～～転倒をしない健康づくり～～

・県や市主催の健康づくり活動。ウォーキングイベントへの参加、万歩計貸し出し。
・職場内でのラジオ体操の実施

●毎年、職場内で転倒災害が続いていたことを受け、令和元年度より**「安全パトロール」**を実施しています。

●**複数の視点**で職場内をパトロールすることにより、転倒の可能性のある危険箇所の改善を事前にできるようになりました。

●また、環境面の整備だけでなく**転倒しない健康づくり**の取り組みも実施しており、様々な視点から**４S活動の促進**に努めています。

○安全パトロールによって、**職員自ら危険箇所を認識**できるから災害防止につながるね。
○万歩計のように、自分の**取り組みが数値化**されるともっと頑張ろうという気持ちになるね。

てんとう防止君

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局

安全衛生お役立ち情報

○日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全・衛生コンサルタント（国家資格）が事業場の診断や指導を行います。

○転倒災害防止リーフレット

近年、中高年齢の女性労働者を中心に、職場で転んで骨折する等の「転倒災害」が急増しています。
リーフレットを活用して被害の防止・軽減に取り組みましょう。

○産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターでは、理学療法士を事業場に派遣して、運動指導等を行うサービスを提供しています。

○エイジフレンドリー指針

高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等による労働災害防止措置が事業者の努力義務となり、そのための措置が示されました。

○メンタルヘルス対策

労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的として、ストレスチェック制度の実施マニュアル等を掲載しています。

○エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者の労働災害防止対策や、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導の導入等を行う中小企業事業者に対して、一定の補助金を交付しています。

○職場における熱中症予防情報

職場における熱中症予防対策に関するコンテンツ（動画教材やガイドブック等）を掲載しています。

○中小規模事業場 安全衛生サポート事業

専門家が現場や作業の問題を示して、改善のアドバイスを無料で行っています。
対象は100人未満の事業場です。

○外国人労働者の 安全衛生対策について

厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。

北海道介護施設ＳＡＦＥ協議会・北海道労働局 (2026.3)